

○香川県警察情報処理能力検定に関する訓令

平成5年7月2日
警察本部訓令第11号

改正 平成13年3月21日本部訓令第13号、平成24年3月28日本部訓令第3号、平成27年11月27日本部訓令第25号、平成30年6月1日本部訓令第6号

香川県警察情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

香川県警察情報処理能力検定に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）に基づいて実施する職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第2条 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第3条 能力検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施)

第4条 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、初級及び中級の能力検定を行うものとする。

2 前項の能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行うものとする。

(合格者台帳への記載)

第5条 警察本部長は、初級及び中級の能力検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

(特例)

第6条 警察本部長は、初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、当該級位の能力検定を行わずに、これを当該級位の能力検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

(事務の委任)

第7条 警察本部長は、その指定する者に、能力検定の実施に関する事務を行わせることができる。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日本部訓令第13号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日本部訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月27日本部訓令第25号)

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月1日本部訓令第6号)

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

級 位	知 識 及 び 技 能
初 級	<ol style="list-style-type: none">1 香川県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成19年香川県警察本部訓令第24号）第2条第7号に定める香川県警察情報システム等（以下「香川県警察情報システム等」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、香川県警察情報システム等の基本的な操作に必要なもの
中 級	<ol style="list-style-type: none">1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、香川県警察情報システム等を設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに香川県警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの
上 級	<ol style="list-style-type: none">1 自ら警察情報システム（警察庁が設置する情報システム及び都道府県警察が設置する情報システムであって警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。以下同じ。）の設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの